

※ 本資料は2022年1月13日現在の情報に基づいて作成しており、情勢の変化により、取扱いが変更になる可能性があるため、ご留意願います。



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

2022年1月13日



新型コロナウイルス感染症に係る対策関連資料

～地方公共団体による一元的相談窓口担当者用～

Ver. 16

転用・転載不可



名古屋出入国在留管理局
在留支援担当

新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちらに掲載しています

(法務省ホームページ) →



- ★ 前回からの主な変更点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5
 - ◆ 在留資格認定証明書に関する取扱い
 - ◆ 令和3年11月5日付け水際対策強化に係る新たな措置（19）に基づく新規入国を一時停止
- 1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について・・・・・・・・・・・・・・ 6～11
 - ◆ 出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に基づく上陸拒否
 - ◆ 2020年11月1日以降の再入国出国手続の流れについて
 - ◆ 出国前検査証明に関する留意点
- 2. 在留期限までに出国できない方に対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12～15
 - ◆ 出国ができない場合の特例
 - ◆ 帰国困難者の資格外活動許可（アルバイト）について
 - ◆ 【参考】ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人等への対応について
- 3. 再入国許可の有効期限内に再入国できなかった永住者の方に対する措置・・・・・・・・・・ 16
 - ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により再入国ができない永住者の方に対する特例
- 4. 在留資格認定証明書交付申請に係る措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17～19
 - ◆ 在留資格認定証明書の有効期限に係る特例
 - ◆ 再入国許可による出国中に在留期限を経過した方及び在留資格認定証明書の有効期限が経過した方に対する特例
 - ◆ 在留資格認定証明書交付申請の代理人がいない場合等の入国手続について

※ 本資料は2022年1月13日現在の情報に基づいて作成しており、情勢の変化により、取扱いが変更になる可能性があるため、ご留意願います。

5. 在留カードの代理受領に係る措置	20
◆ 在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を行った後、再入国出国した方に対する特例	
6. 留学生に対する対応	21～22
◆ 教育機関において引き続き教育を受ける場合又は教育を受ける活動を行わず帰国が困難な場合	
◆ 卒業後の就職が決まっている場合又は卒業後の就職が決まっておらず就職活動を行うことを希望する場合	
7. 技能実習生に対する対応	23～24
◆ 技能実習生に関する特例	
8. 解雇等された技能実習生などに対する在留資格変更の特例措置	25～26
◆ 自己の責めに帰すべき事由によらずに活動することができなくなった方（経営状態の悪化等）に対する特例（雇用維持支援）	
9. 解雇等された就労資格者（技能実習を除く）への特例措置	27～29
◆ 在留資格及び資格外活動許可申請に係る特例、在留資格変更に関する特例	
◆ 在留資格変更に関する特例	
10. その他参考事項	30～35
◆ 出入国在留管理庁ホームページ一覧	
◆ 相談窓口の御案内、名古屋出入国在留管理局在留支援担当への問い合わせ先	
◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について（参考資料）－上陸拒否の対象地域リスト－	

※ 本資料は2022年1月13日現在の情報に基づいて作成しており、情勢の変化により、取扱いが変更になる可能性があるため、ご留意願います。

★ 前回からの変更点 (P. 4~5)

前回からの変更点①

2021年12月28日付けの変更点

➤ 在留資格認定証明書の有効期限に係る特例

今般、オミクロン株の世界的な発生を踏まえて、緊急避難的対応として、予防的観点から外国人の新規入国を停止する措置を執っていることに鑑み、2020年1月1日以降に作成された在留資格認定証明書について、有効期間の更なる延長措置を講じることになった。⇒詳細はP. 17

※ なお、有効期限が経過することなどにより改めて在留資格認定証明書交付申請を行う場合については、前回の申請内容から変更がなく、2022年7月31日以降で当庁が指定する日までに認定証明書交付申請をする場合は、原則として、①交付済みの認定証明書（原本又は写し）及び②受入機関等が作成した理由書を提出すれば、速やかに新たな認定証明書を交付することとします。⇒詳細はP. 18

➤ 令和3年11月5日付け水際対策強化に係る新たな措置（19）に係る一時停止期間の見直し

2021年11月8日から、国内外でワクチン接種が進む中、ワクチンの有効性等を踏まえ、行動管理や検査を組み合わせた入国者への管理措置等を講じた上で、入国者総数の上限の枠内で、商用目的又は就労目的の短期間の滞在（3月以下、短期商用査証）及び長期間の滞在（在留資格の制限及び国・地域の制限なし）における新規入国を認めることになっていたところ、当面の間、本措置での新規入国を一時停止することになった。⇒本措置に係る問い合わせ先はP. 9

※ 今回の変更は、「令和3年11月30日から令和3年12月31日」の一時停止とされていたものが、「当面の間」に変更になったもの。

2022年1月11日の変更により、「当面の間」一時停止とされていたものが、「2月末までの間」に変更となっている。
⇒詳細は次のページ

★ 前回からの変更点 (P. 4~5)

前回からの変更点②

2022年1月11日付けの変更点

➤ 上陸拒否の対象地域からの入国に係る「特段の事情」の見直し

令和3年12月2日午前0時（日本時間）以降、当面の間、上陸申請日前14日以内に、「水際対策強化に係る新たな措置（17）に基づく指定国・地域について」で再入国原則拒否の対象と指定する国・地域に滞在歴のある再入国は、特段の事情がない限り、拒否していたところ、本年1月12日午前0時（日本時間）をもって、同措置を終了する。⇒詳細はP. 7~8

➤ 令和3年11月5日付け水際対策強化に係る新たな措置（19）に係る一時停止期間の見直し

2021年11月8日から、国内外でワクチン接種が進む中、ワクチンの有効性等を踏まえ、行動管理や検査を組み合わせた入国者への管理措置等を講じた上で、入国者総数の上限の枠内で、商用目的又は就労目的の短期間の滞在（3月以下、短期商用査証）及び長期間の滞在（在留資格の制限及び国・地域の制限なし）における新規入国を認めることになっていたところ、令和4年2月末までの間、本措置での新規入国を一時停止することになった。⇒本措置に係る問い合わせ先はP. 9

※ 2021年12月28日付けの変更により、「令和3年12月31日まで」とされていたものが、「当面の間」となったものの、今回の変更により、「当面の間」から「令和4年2月末までの間」に変更になったもの。

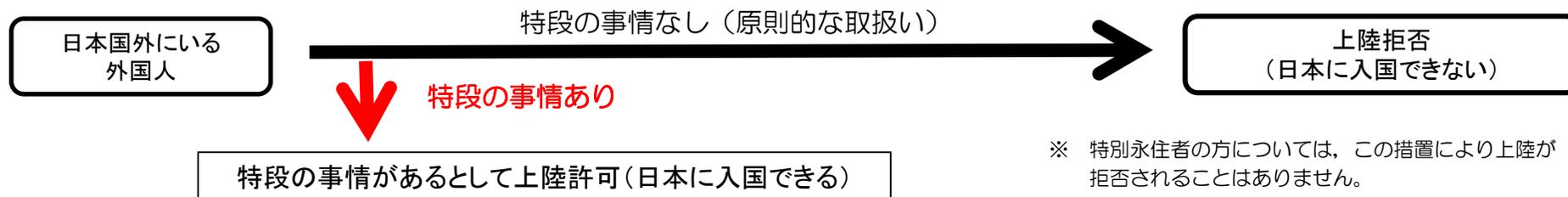
1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P. 6~11)

出入国管理及び難民認定法第5条1項第14号に基づく上陸拒否

上陸の申請日前14日以内に上陸拒否の対象国・地域に滞在歴のある外国人

上記の外国人は、出入国管理及び難民認定法（「入管法」）第5条第1項第14号に該当する外国人として、**特段の事情がない限り**、上陸を拒否することとしています。

また、対象国・地域以外からの入国について、日本への入国に当たっては、在外公館で発給された査証が必要となるところ、現在全世界を対象に、査証の効力停止及び査証の発給制限が行われているため、日本に入国することができない状況となっています。ただし、「特段の事情」と同様の事情がある者については、在外公館において査証が発給される可能性があるため、日本に入国できる余地があります。査証の発給については、現地の在外公館にお問い合わせください。



「特段の事情」に該当する具体例を次のシートで説明します。

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P. 6~11)

	必要な措置 1	必要な措置 2
<p style="text-align: center;">特段の事情があると認められる者</p> <p>(みなし)再入国 を意味す)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 再入国許可(みなし再入国を含む)による再入国 ◆ 上陸申請日前14日以内にP.7の国・地域に滞在歴がない者 ◆ 上陸申請日前14日以内にP.7の国・地域に滞在歴がある者のうち、2021年12月1日までに出国した「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の在留資格を有する者。(在留資格を有しない日本人・永住者の配偶者又は子を含む) 	<p>必要な措置 1</p> <p>「再入国関連書類提出確認書」・「受理書」の取得 →2020年11月1日以降、廃止</p>	<p>必要な措置 2</p> <p>《全ての国・地域》 医療機関において、滞在先の国・地域を出国する前72時間以内にCOVID19(新型コロナウイルス)に関する検査を受けて、「陰性」であることを証明する検査証明(出国前検査証明)を取得する。なお、出国前検査証明は、紙で提出します。電子データで保有している場合は、事前に必ず印刷する必要があります。</p>
<p>新規入国(いずれかに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 2020年8月31日までに対象地域に出国した者で、再入国許可の有効期限が満了し、その期間内に再入国することができなかった者 (注) P.7の国・地域に上陸申請前14日以内に滞在歴がある者については、新規入国不可。 ◆ 日本人・永住者の配偶者又は子 ◆ 定住者の配偶者又は子で、日本に家族が滞在しており、家族が分離された状態にある者 ◆ 「外交」又は「公用」の在留資格を有する又は取得する者 ※「公用」については必要性・緊急性が高いものに限る ◆ 入国目的に公益性が認められる者(ワクチン開発の技術者など) ◆ 「その他人道上の配慮の必要性がある場合」の具体例を明記 ⇒「短期滞在」の在留資格を取得する者であって、以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病気である本邦居住者又は出産する本邦居住者の看護又は日常生活の支援をする親族 ・ 死亡又は危篤である本邦居住者を訪問する親族 ・ 未成年者又は病気等の理由により単独で渡航することが困難な者の本邦への渡航に同伴する親族 	<p>2022年1月12日 午前0時(日本時間)をもって、終了</p> <p>入国目的に応じて、地方出入国在留管理局において在留資格認定証明書(「短期滞在」を除く。)を受けるとともに、入国目的に応じて、滞在先の国・地域の日本国大使館・領事館において査証の発給を受ける。 ※ただし、2021年12月2日以降、4月31日までの間、当面の間、2022年2月末までの間「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「外交」の在留資格を取得する者以外については、原則として、2021年12月2日より前に発給された査証の効力が一時停止される。</p>	<p>《全ての国・地域》 医療機関において、滞在先の国・地域を出国する前72時間以内にCOVID19(新型コロナウイルス)に関する検査を受けて、「陰性」であることを証明する検査証明(出国前検査証明)を取得する。なお、出国前検査証明は、紙で提出します。電子データで保有している場合は、事前に必ず印刷するする必要があります。</p>
<p>2021年11月8日から取扱い開始</p> <p style="text-align: center;">令和3年11月30日～令和3年12月31日までの間、一時停止</p> <p>◆ 令和3年11月5日付け水際対策強化に係る新たな措置(19)に基づいて新規入国する者 ⇒令和4年2月末までの間、継続</p>	<p>入国目的に応じて、地方出入国在留管理局において在留資格認定証明書(短期滞在を除く。)を受けるとともに、入国目的に応じて、滞在先の国・地域の日本国大使館・領事館において査証の発給を受ける。</p> <p>◆ 受入機関等の受入責任者は、これに加え、当該外国人の新規入国に際して、<u>防疫措置等を遵守する旨の誓約書等の作成及び業所管省庁への申請を経て、審査済証を取得する必要がある。</u></p>	 <p>フォーマットはこちら</p>

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P. 6~11)

新たな変異株の出現に伴う対応

オミクロン株の発生を受け入国を拒否している国・地域

再入国又はみなし再入国で入国する者

2020年8月31日までに再入国許可を持って対象地域に出国した者であって、期限内に入国できなかった者

開始時期	国・地域	特段の事情の対象者①	特段の事情の対象者②
2021年12月2日 (午前0時以降) (10か国・地域)	アンゴラ, エスワティニ, ザンビア, ジンバブエ, ナミビア, ボツワナ, マラウイ, 南アフリカ共和国, モザンビーク, レソト	2021年12月1日までに出国した「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」(これらの在留資格を持たない日本人・永住者の配偶者又は子を含む)。	該当なし (12月2日午前0時以降は入国不可)
2021年12月12日 (午前0時以降) (1か国・地域)	コンゴ民主共和国	2021年12月11日までに出国した「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」(これらの在留資格を持たない日本人・永住者の配偶者又は子を含む)。	該当なし (2021年12月12日午前0時以降は入国不可)

2022年1月12日午前0時(日本時間)をもって同措置は終了

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P. 6~11)

水際対策措置の見直し

問い合わせ先 (参考)

問い合わせ内容	問い合わせ先
本措置に関する一般的な問い合わせ先	<p>「水際対策強化に係る新たな措置 (19) コールセンター (11/24更新)</p> <p>0120-220-027 0120-248-668 0120-110-857 050-1751-2158 050-1741-8558</p> <p>受付時間：9時から21時まで (土日祝日含む)。 ※申請に関する内容は、申請先の業所管省庁にお問い合わせください。</p>
上陸拒否について	<p>出入国在留管理庁出入国管理部審判課 03-3580-4111 (内線4446・4447)</p>
本邦入国のための査証関連の手続	<p>外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーションセンター (ビザ申請に関する相談) 0570-011000 (ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。) ※一部のIP電話からは、03-5363-3013</p>
各種防疫措置 (14日間待機、公共交通機関不使用、接触確認アプリ、地図アプリを通じた位置情報の保存) や民間の医療保険の加入について	<p>厚生労働省の電話相談窓口 0120-565653</p>
各種防疫措置 (健康フォローアップ、空港検疫における検査等) について	<p>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室 03-5253-1111 (内線2468)</p>

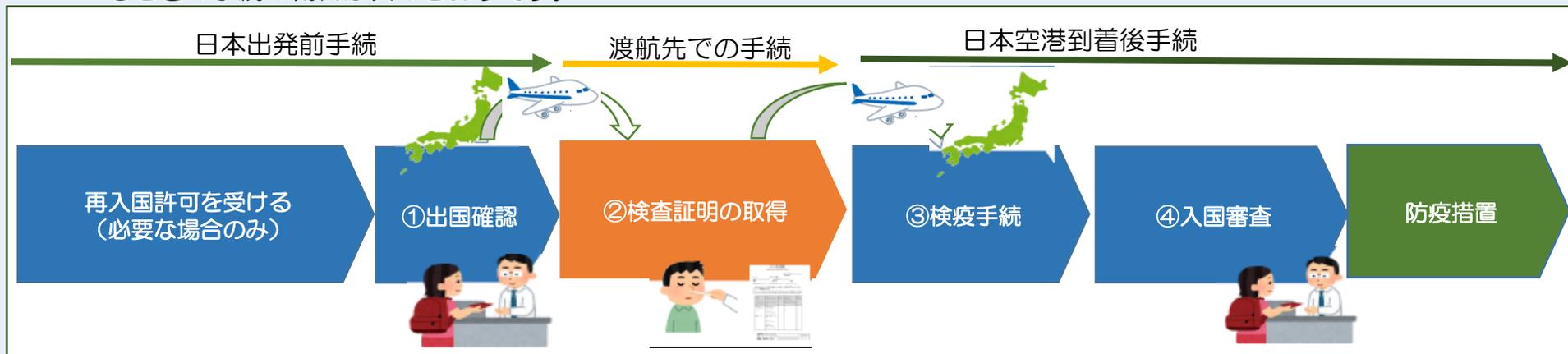
1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P. 6~11)

2020年11月1日以降の再入国手続の流れ

2021年1月13日~停止中。
上陸拒否地域かどうかは関係なくすべての国・地域が対象です。

➤ 2020年11月1日以降の再入国出国手続の流れについて

日本に住む外国人が、再入国許可（みなし再入国を含む）を使って日本を出国して、~~上陸拒否地域から~~日本に戻ってくる時の手続の流れは次のとおりです。



必要に応じて地方出入国在留管理局で再入国許可を受けます。

【再入国許可が必要な人の例】
・在留カードがない人
・出国から1年以上日本に戻らない可能性がある人

など

空港の入管で、パスポート、在留カードを提示して、出国の手続をします。

滞在先の国・地域を出国する前72時間以内にCOVID19(新型コロナウイルス)に関する検査を受けて「陰性」であることを証明する検査証明(出国前検査証明)を取得してください。

到着空港の検疫所において、新型コロナウイルス感染症の検査を受けてください。

※検査結果が出るまで、原則空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で待機します。

検疫後の入国審査において、入国審査官に、出国前検査証明を提出してください。

※検査証明を所持していない場合には、入国を拒否されることがあります。

14日間の
・自宅等での待機
・滞在所までの公共交通機関の不使用
などの行動制限があります。



検疫手続、防疫措置などについては、厚生労働省のホームページ等で最新の情報を確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P. 6~11)

出国前検査証明に関する留意点

➤ 出国前検査証明に関する留意点

出国前検査の形式について



出国前検査は、原則として、**所定のフォーマット**を使用します。
所定のフォーマットに、現地医療機関が記入し、医師が署名又は押印します。
任意の様式を使用する場合は、**所定のフォーマットと同内容が記載されているものを準備する必要があります。**

※ 出国前検査証明は、紙で提出します。電子データで保有している場合は、事前に必ず印刷をする必要があります。

出国前検査証明を取得する必要がない場合

次に当てはまる人は、出国前検査証明を取得する必要はありません。
2020年11月1日付から、**現在、全ての入国者（日本人を含む。）は、出国前検査証明を取得する必要があります。**
者であって、**※ 出国前検査証明を提出できない者は、検疫法に基づき、日本への上陸が認められません。**
が7日以内**出発国において搭乗前に所持していない者は航空機への搭乗を拒否されます。出国前検査証明の取得が困難かつ真にやむを得ない事情がある場合には、出発地の在外公館に相談してください。**
※ 出国前検査証明を提出できない者は、検疫法に基づき、日本への上陸が認められません。
出発国において搭乗前に所持していない者は航空機への搭乗を拒否されます。出国前検査証明の取得が困難かつ真にやむを得ない事情がある場合には、出発地の在外公館に相談してください。

2. 在留期限までに出国できない方に対する措置 (P. 12~15)

➤ 出国ができない場合の特例

本国等への帰国が困難な外国人に係る取扱いについての資料(翻訳版あり:英語, 中国語(簡・繁), 韓国語, スペイン語, ポルトガル語, スペイン語, ベトナム語など)

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005847.pdf> (日本語) →



原則的な取扱い①

原則: 現在の在留資格に応じて, 在留資格「特定活動」などを許可します。

- 1 在留資格「留学」で在留中の方又は帰国が困難となったことに伴い「留学」から「短期滞在」への在留資格変更許可を受けて在留中の方
⇒ 就労の希望の有無に応じて, 「特定活動(6月・週28時間以内のアルバイト可又は就労不可)」を許可します。

- ※ 2020年10月19日から教育機関の卒業の時期や卒業したかどうかを問わない取扱いに変わりました。
- ※ 本特例により, 「特定活動」への在留資格の変更を希望する方で, 在留資格「家族滞在」をもって在留している又は在留していた配偶者及び子がいる場合は, これらの方についても同時に「特定活動」への在留資格変更許可申請を行ってください。
- ※ 2020年に教育機関を卒業した留学生で「留学」の在留資格を有し, 資格外活動の許可を受けている方が, 帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合は, 教育機関に在籍している間でもなくとも1週につき28時間の範囲内で資格外活動を認めます。

- 2 以下(1)~(3)の在留資格で在留中の方のうち, 就労を希望する方

- (1) 「技能実習」又は「特定活動(外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号))」で在留中の方
⇒ 「特定活動(6月・就労可)」への在留資格変更を許可します。

- ※ 従前と同一の業務に従事する場合が対象ですが, 従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は, 「従前と同一の業務に関する業務(技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業(「7その他」を除く。))」で就労することも可能です。

移行対象職種・作業一覧はこちら ⇒ <https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200717-5.pdf> →



予定されていた技能実習を修了した技能実習生のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により帰国が困難と認められる方も, 2020年9月7日から本措置だけでなく, 特定活動「雇用継続支援」の対象になりました。

2. 在留期限までに出国できない方に対する措置 (P. 12~15)

原則的な取扱い②

- (2) 上記2(1)以外の「特定活動」で在留中の方
- ① インターンシップ(9号)及び製造業外国従業員(42号)で在留中の方
⇒ 「特定活動(6月・就労可)」への在留資格変更を許可します。
 - ② サマージョブ(12号)
⇒ 「特定活動(3月・就労可)」への在留資格変更を許可します。

※ 従前と同一の業務で就労を希望する方に限ります。(2020年10月12日から他の機関で従前と同一の業務をする場合も対象とする取扱いとなりました。)

- ③ EPA看護師候補者・EPA介護福祉士候補者(16号, 17号, 20号, 21号, 27号及び28号)及びワーキング・ホリデー(5号及び5号の2)で在留中の方
⇒ 在留期間の更新を許可します(在留期間は原則として「6月」とします。)

※ EPA看護師・介護福祉士候補者等の場合、現在の受入れ機関及び受入れ施設において、これまで従事した業務と同種の業務に限ります。
※ ワーキング・ホリデーの場合、帰国困難者として「短期滞在」の在留資格に変更した方で、滞在中の生活費を補うことを目的として改めてワーキング・ホリデーに係る活動を希望する場合、ワーキング・ホリデー(5号及び5号の2)への在留資格変更が可能です。
※ 上記2(1)及び(2)については、2020年5月21日以前に、帰国が困難となったことに伴い「短期滞在(90日)」を許可されて在留中の元技能実習生等が就労を希望する場合も、対象になります。

- 3 その他の中長期在留者として在留中の方又は在留していた方のうち、就労を希望しない方
⇒ 「特定活動(6月・就労不可)」を許可します。
- 4 「短期滞在」で在留中の方(観光客の方など「短期滞在」で入国した方)
⇒ 「短期滞在(90日)」を許可します。

- ・ 前記1から4までについて、帰国できない事情が継続している場合は、更新を受けることが可能です。
- ・ 「特定活動(6月)」を更新するための申請は、在留期限のおおむね1か月前から受け付けます。1か月より前に申請を行った場合、審査結果が出るまで長期間お待たせする可能性があります。
- ・ 前記3と4について、日本での生計維持が難しい場合は、資格外活動(週28時間以内のアルバイト)を許可します。次のページを参照

例外的な取扱い

前記の1から4まで以外の在留資格を有する方(「特定活動(出国準備期間)」, 失踪技能実習生, 難民認定申請者等)について、在留資格の変更又は在留期間の更新を認めるに足りる相当の理由がある場合は、3月以下の在留期間を決定することがあります。

2. 在留期限までに出国できない方に対する措置 (P. 12~15)

➤ 帰国困難者の資格外活動許可 (アルバイト) について

帰国困難者が就労 (アルバイト) を希望する場合の資料
(翻訳版あり: 英語, 中国語 (簡・繁), 韓国語,
スペイン語, ポルトガル語, スペイン語, ベトナム語など)
<http://www.moj.go.jp/isa/content/001334300.pdf> (日本語)



2020年12月1日から, 新型コロナウイルスの影響で, 本国や居住地に帰国することができず, 日本での生計維持が困難な外国人に対して, **週28時間以内の就労 (アルバイト)** を認めることにしました。対象者や手続は次のとおりです。

対象者の要件

- ① 現在の在留資格で働くことができないこと (前ページの3や4の方など)
- ② 帰国が困難であること
- ③ 日本にいる親族や, 所属機関からの支援が見込まれない場合など, 帰国するまでの生計維持が困難であること

手続方法

上記の要件に該当し, 週28時間以内のアルバイトを希望する場合は, 地方出入国在留管理局に資格外活動許可申請をして, 許可を受けます。

申請するときの必要書類

- パスポートと在留カード (在留カードは交付を受けている人のみ)
- 資格外活動許可申請書
(申請書はこちら → <http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html>)
- 帰国が困難であることについて, 合理的な理由があることを確認できるもの (※)
- 理由書 (サンプルはこちら → <http://www.moj.go.jp/isa/content/001334282.doc>)
(※) 直近の在留資格変更許可申請等で, 提出している場合は, 再度提出していただく必要はありません。



理由書



申請書

申請場所

- 住んでいる地域を担当する地方出入国在留管理局 (空港を除く支局, 出張所を含む)

その他

- 手数料はかかりません。

2. 在留期限までに出国できない方に対する措置 (P. 12~15)

【参考】 ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人等への対応について

- **ミャンマーにおいては**、2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、各地で抗議デモが活発化している。国軍・警察の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案が発生し、デモに参加していない住民に対する暴力等も報告されており、**情勢は不透明で直ちに好転する兆しが見られない。**

⇒ ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人については、**緊急避難措置として、在留や就労を認めることとしました。**また、**難民認定申請者については、審査を迅速に行い、難民該当性が認められる場合には適切に難民認定し、難民該当性が認められない場合でも、上記と同様に緊急避難措置として、在留や就労を認めることとしました。**

付与される在留資格及び期間

・現に有する在留資格の活動を満了した者で、在留を希望する者

・自己の責めに帰すべき事情によらず、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者

・自己の責めに帰すべき事情により、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者

※失踪した技能実習生、自主退職した元就労資格者及び除籍・退学した留学生など。



「特定活動（6か月・就労可）」

※ 本国情勢が改善しない場合は、更新可。

「特定活動（1年・就労可）」

※ 特定産業分野（介護・農業等の14分野）で就労可。
※ 本国情勢が改善しない場合は、6月の範囲で更新可。

「特定活動(6か月・週28時間以内の就労可)」

※ 本国情勢が改善しない場合は、更新可。

特定技能の業務に必要な技能を身につけたい者

P. 24~25の「雇用維持支援」の対象となりました。

3. 再入国許可の有効期限内に再入国できなかった永住者の方に対する措置 (P. 16)

内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内(※)に日本へ再入国することが困難な「永住者」について、入国が可能となった後に、**上陸特別許可により「永住者」を許可する。**

※ 在外公館において再入国許可の有効期間の延長が可能な場合の延長後の許可期間を含む。

対象者

「永住者」のうち、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間の満了日が、2020年1月1日から滞在先の国・地域が入国制限を解除された日の**6か月後6か月以降で当庁が別途指定する日までの方。**

2021年4月16日から変更

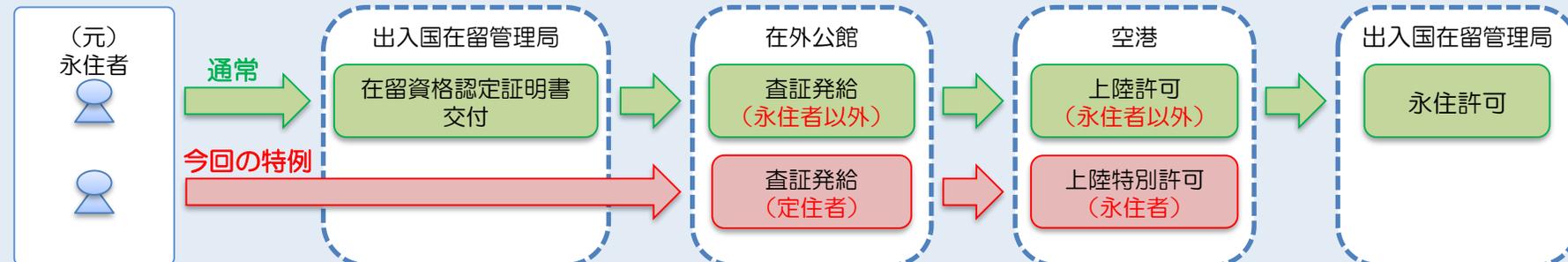
手続方法

2021年4月16日から変更

入国制限が解除された日の**6か月後6か月以降で当庁が別途指定する日まで**に、滞在先の日本国大使館・領事館(在外公館)に「定住者」の査証申請を行ってください。

査証が発給されたら、日本への入国時に、日本の空港で「永住者」として新たに入国するための手続を行います。

上陸までのイメージ



再入国許可の有効期間内に日本への再入国が困難な永住者の方についての資料
(翻訳版あり：英語、中国語(簡・繁)、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、
スペイン語、ベトナム語など)

<http://www.moi.go.jp/isa/content/930006015.pdf> (日本語)



4. 在留資格認定証明書交付申請に係る措置 (P. 17~19)

在留資格認定証明書の有効期限に係る特例

本邦に入国を予定している方に係る取扱いの資料
(翻訳版あり: 英語, 中国語(簡・繁), 韓国語,
スペイン語, ポルトガル語, スペイン語, ベトナム語など)
<http://www.moi.go.jp/isa/content/930005022.pdf> (日本語)



今般、オミクロン株の世界的な発生を踏まえて、緊急避難的対応として、予防的観点から外国人の新規入国を停止する措置を執っていることに鑑み、下記のとおり、認定証明書の有効期間の更なる延長措置を講じることとします(下記の「新たな取扱い」参照)。※なお、前回の申請内容から変更がなく、2022年7月31日以降で当庁が指定する日までに認定証明書交付申請をする場合は、原則として、①交付済みの認定証明書(原本又は写し)及び②受入機関等が作成した理由書を提出すれば、速やかに新たな認定証明書を交付することとします。

これまでの取扱い	新たな取扱い
①対象となる在留資格 在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格	①対象となる在留資格 在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格
②対象地域 全ての国・地域	②対象地域 全ての国・地域
③対象となる在留資格認定証明書 2020年1月1日以降に作成されたもの	③対象となる在留資格認定証明書 2020年1月1日以降に作成されたもの
④有効とみなす期間 ・ 作成日が2020年1月1日~2021年7月31日 → 2022年1月31日まで ・ 作成日が2021年8月1日~2022年1月31日 → 作成日から「6か月間」有効	④有効とみなす期間 ・ 作成日が2020年1月1日~ 2021年10月31日 → 2022年4月30日まで ・ 作成日が 2021年11月1日~2022年4月30日 → 作成日から「6か月間」有効
⑤有効とみなす条件 在外公館での査証発給申請時、受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容とおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合 ※査証申請より3か月経過した場合には、改めて上記文書を提出願います。	⑤有効とみなす条件 在外公館での査証発給申請時、受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容とおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合 ※査証申請より3か月経過した場合には、改めて上記文書を提出願います。

4. 在留資格認定証明書交付申請に係る措置 (P. 17~19)

➤ 再入国許可（みなし再入国含む）による出国中に在留期限を経過した方及び在留資格認定証明書の有効期限が経過した方に対する特例

本邦に入国を予定している方に係る取扱いの資料
 (翻訳版あり：英語、中国語(簡・繁)、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語など)
<http://www.moi.go.jp/isa/content/930005852.pdf> (日本語)



下記①及び②のとおり、在留資格認定証明書交付申請の提出書類を簡素化します。また、通常よりも迅速に審査します。

	①再入国出国中に在留期限が経過した方	②在留資格認定証明書の有効期限が経過した方
対象	<p>再入国出国前から、活動内容や身分関係に変更がない方が対象です。</p> <p>次のいずれにも当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> 再入国許可による入国期限が2020年1月1日以降の方 滞在する国・地域が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る入国制限が解除された日の6か月以降で当庁が別途指定する日までに再入国許可による入国期限が満了する方 <p>※ 在留期限の満了日まで1か月未満の方で、期限内に再入国の目処が立たない方も対象です。</p>	<p>前回の申請内容から変更がない方が対象です。</p> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> 2021年1月28日から変更 </div> <p>2020年1月1日以降に作成された在留資格認定証明書を交付されている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①作成日が2020年1月1日から2021年10月31日までのものは2022年4月30日まで有効、②作成日が2021年1月1日から2022年4月30日までのものは、作成日から「6か月」有効とみなしています。これらの有効期限を経過する方が対象です。 入国予定日において、在留資格認定証明書の有効期限が経過することが見込まれる方も対象です。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 ※ 在留資格に応じた「在留資格認定証明書交付申請書」を御利用願います。 ※ 「高度専門職2号」で在留していた方については、従前の活動に応じ「高度専門職1号」（イ、ロ、ハのいずれか）を申請してください。(入国時に日本の空港で「高度専門職2号」として新たに入国するための手続きをします。) 受入機関等が作成した理由書 ※ 理由書の参考様式を参照の上、作成願います。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> 日本人の配偶者等、 定住者、永住者の配偶者等 の理由書 </div>  <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> 左記以外の 在留資格用 </div>  </div> <ul style="list-style-type: none"> 従前の在留カードの写し ※ 券面の情報が確認可能なものであれば、写真画像やFAXでも可。提出ができない場合は、その理由を記載した説明書(様式自由)を提出願います。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 ※ 在留資格に応じた「在留資格認定証明書交付申請書」を御利用願います。 受入機関等が作成した理由書 ※ 理由書の参考様式を参照の上、作成願います <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> 日本人の配偶者等、 定住者、永住者の配偶者等 の理由書 </div>  <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> 左記以外の 在留資格用 </div>  </div> <ul style="list-style-type: none"> 交付済みの在留資格認定証明書(原本又は写し) ※ 査証申請時に在留資格認定証明書を提出したことなどを理由として提出ができない場合は、その理由を記載した説明書(様式自由)又は査証申請受理票(写し)を提出願います。

- 処理期間は、いずれも2週間が目安です。
- ①の場合は前回許可、②の場合は前回の在留資格認定証明書交付時から身分関係等に変更があった場合などは、必要に応じ、その他の立証資料の提出を求められることがあります。この場合、審査に時間がかかる場合もあります。
- 在留資格「永住者」と「定住者」及び「特定活動」のうち告示に該当しない活動が指定される方は、在留資格認定証明書交付申請の対象外です。この場合、在外公館での査証申請を行います。また、他の在留資格を希望される方であって、本邦に申請代理人となる方がいない場合も、在外公館での査証申請になります。

4. 在留資格認定証明書交付申請に係る措置 (P. 16~18)

➤ 在留資格認定証明書交付申請の代理人がない場合等の入国手続について

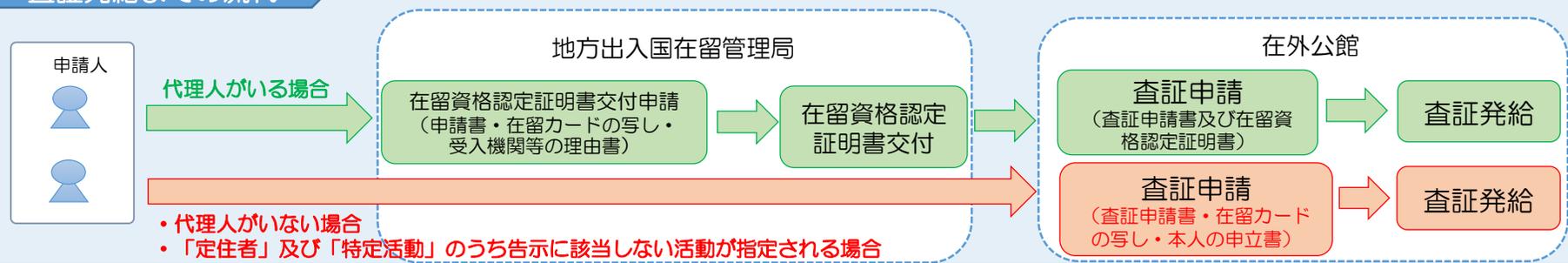
在留資格認定証明書交付申請の代理人がない場合等の入国手続について
<http://www.moi.go.jp/isa/content/930006066.pdf>



概要

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に日本へ再入国することが困難な中長期在留者について、本邦に在留資格認定証明書交付申請の代理人がいる場合は、地方出入国在留管理局において、申請書、受入機関等の理由書、在留カードの写しのみで申請を受け付けているところ、本邦に申請代理人がない場合については、在外公館において、原則として申請書、在留カードの写し及び本人の申立書のみで査証申請を受け付けます。
- ② 在留資格認定証明書交付申請の対象とならない在留資格（「定住者」及び「特定活動」のうち告示に該当しない活動が指定されるもの）の者についても、同様に、原則として申請書、在留カードの写し及び本人の申立書のみで査証申請を受け付けます。
(※) ①②いずれも、必要に応じて他の立証資料を求める場合があります。

査証発給までの流れ



対象者

○みなし再入国許可（再入国許可を含む。）の有効期間の満了日が2020年1月1日から滞在先の国・地域が入国制限を解除された日（注）の6か月以降で当庁が別途指定する日までの期間であって、次のいずれかに該当する方

- ① 本邦に申請代理人がない元中長期在留者
 - ② 在留資格認定証明書交付申請の対象とならない在留資格（「定住者」及び「特定活動」のうち告示に該当しない活動が指定されるもの）の者
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に日本へ再入国することができなかった方が対象

査証申請期限

滞在先の国・地域が入国制限を解除された日
(注)の6か月以降で当庁が別途指定する日まで

(注) 「入国制限を解除された日」とは、滞在中の国・地域に係る上陸拒否及び既に発給された査証の効力停止のいずれも解除された日を言います。
各国・地域の入国制限措置解除日の一覧表はこちら
<http://www.moi.go.jp/isa/content/930005848.pdf>



5. 在留カードの代理受領に係る措置 (P. 20)

➤ 在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を行った後、再入国出国した方に対する特例

内容

再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により出国中である方が出国前に在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請又は永住許可申請を行っている場合であって、新型コロナウイルス感染症の影響により再入国できないときは、**本邦にある親族又は受入れ機関の職員等による当該申請の許可に係る在留カードの代理受領を認める**こととし、出国中の方が再入国許可による上陸申請を行うことを可能とします。

代理受領する際の持ち物

- 通知書（入管から送付された通知はがき）
- 委任状（FAXや写しでも可）
- 通知書に記載された収入印紙
- 委任を受けた方の身分証明書

※ 通知書がない場合は、申請人のパスポートのコピー又は在留カードのコピーを持参してください。

※ 委任状の様式は、以下のWEBサイトを御活用ください。

（日本語） <http://www.moj.go.jp/isa/content/930005350.doc>

（英語） <http://www.moj.go.jp/isa/content/930005351.doc>



(日本語)



(English)

在留諸申請中に再入国許可により出国した方に関する資料
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005850.pdf>



6. 留学生に対する対応 (P. 21~22)

➤ 教育機関において引き続き教育を受ける場合又は教育を受ける活動を行わず帰国が困難な場合

教育機関において引き続き教育を受ける場合

在留資格「留学」に係る在留期間更新許可を受け、引き続き教育を受ける活動を行うことができます。

- ⇒ 現在在籍している教育機関から転籍等して教育を受ける場合やこれまで在籍していた教育機関でない教育機関で教育を受ける場合も更新できます。
- ⇒ 専ら日本語教育を受ける場合は通常2年間の在留ですが、これを超えて更新できます。
- ⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則として1週につき28時間以内のアルバイトが認められます。

教育を受ける活動を行わず帰国が困難な場合

在留資格「留学」で在留中の方又は帰国が困難となったことに伴い「留学」から「短期滞在」への在留資格変更許可を受けて在留中の方は、就労の希望の有無に応じて、「特定活動(6月・就労可又は就労不可)」を許可します。

- ⇒ 帰国できない事情が継続している場合には、在留期間更新許可を受けることができます。
更新申請は、在留期限のおおむね1か月前から受け付けます。1か月より前に申請した場合、審査結果が出るまで長期間お待たせする可能性があります。

※ 詳しくは、P. 11を確認してください。

2020年1月1日以降2021年3月末までに教育機関を卒業した留学生で「留学」の在留資格を有し、資格外活動の許可を受けている方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合

- ⇒卒業後であっても1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

6. 留学生に対する対応 (P. 21~22)

- 卒業後の就職が決まっている場合又は卒業後の就職が決まっておらず就職活動を行うことを希望する場合

卒業後の就職が決定している場合

要件を満たせば、在留資格「技術・人文知識・国際業務」等への在留資格変更ができます。

卒業後も引き続き本邦内において就職活動を行うことを希望する場合

在留資格「特定活動」に係る在留資格変更許可を受け、卒業から1年間就職活動を行うことができます。
(大学、高等専門学校、専修学校専門課程を卒業した留学生に限る。)

- ⇒ 通常、卒業から1年間就職活動を行うことができますが、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き就職活動を行う場合は、これを超えて更新できます。
- ⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則として1週につき28時間以内のアルバイトが認められます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた留学生への対応について

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005235.pdf>



継続就職活動中又は内定待機中の方の在留期間の更新について

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005182.pdf>



7. 技能実習生に対する対応 (P. 23~24)

➤ 技能実習生に関する特例

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた技能実習生の
在留諸申請の取扱いについての資料 (翻訳版あり: やさしい日本語)
<http://www.moi.go.jp/isa/content/930005054.pdf>



内容

- 1 本国への帰国が困難な方
就労の希望の有無に応じて、「特定活動 (6月・就労可又は就労不可)」への在留資格変更が可能です。 ← 詳しくは、11ページを確認してください。
- 2 技能検定等の受検ができないために次の段階の技能実習へ移行できない方
受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動 (4月・就労可)」への在留資格変更が可能です。

※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります。

- 3 実習先の経営悪化等により技能実習の継続 (注) が困難となった方 (新たな実習先が見つからない場合)
一定の条件を満たすことにより、特定産業分野 (介護、農業等の14分野) で就労が認められる「特定活動 (最大1年・就労可)」への在留資格変更が可能です。 ← 詳しくは、24~25ページを確認してください。

(注) 予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります (2020年9月7日追加)

以下については、技能実習2号を修了される方への案内です。

- 4 「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方
移行準備の間、「特定活動 (4月・就労可)」への在留資格変更が可能です。

※ 「技能実習3号」を修了される方も対象となります。
※ 既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能1号」への在留資格変更が可能です。

※ 移行の準備が整っている方は「特定技能1号」への変更が可能です。
変更手続きについては、こちらを参照してください。

http://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00197.html



- 5 「技能実習3号」への移行を希望される方
優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「技能実習3号」への在留資格変更が可能です。

※ 詳細については、以下のWEBページを参照してください。

http://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00146.html

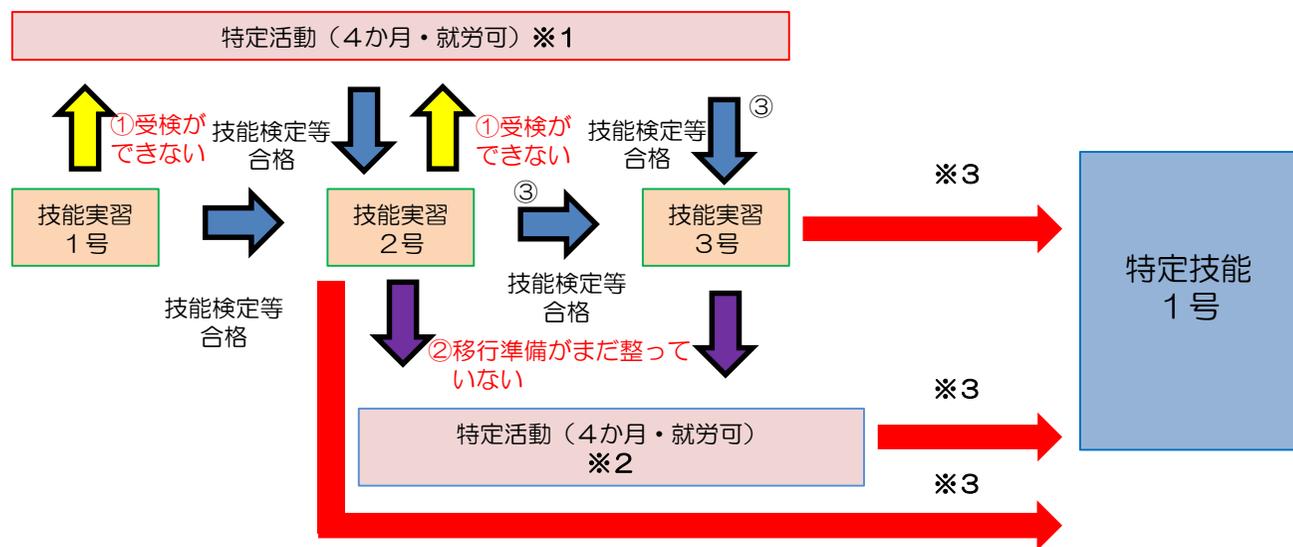


本特例のまとめは
次ページ

7. 技能実習生に対する対応 (P. 23~24)

まとめ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



- ※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となる。
- ※2 受入れ機関において、特定技能外国人として同在留資格への資格変更を予定している等の要件を満たす場合に対象となる。
- ※3 技能実習2号を良好に修了した外国人は、同一の分野・業務区分に係る特定技能1号への移行に必要な試験(技能、日本語)が免除される。

(上記図以外の場合)

○本国への帰国が困難な方

就労の希望の有無に応じて、「特定活動(6月・就労可又は就労不可)」への在留資格変更が可能です。

○実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方(※)(新たな実習先が見つからない場合)

一定条件を満たすことにより、「特定活動(最大1年・就労可)」への在留資格変更が可能です。

(※) 予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります。

(※) 帰国ができない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。

8. 解雇等された技能実習生などに対する対応 (P. 25~26)

- 自己の責めに帰すべき事由によらずに活動することができなくなった方（経営状態の悪化等）に対する特例（雇用維持支援）

概要

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生及び特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、一定の要件の下、「特定活動」の在留資格を許可します。

対象者

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により受入れ機関又は受入れ予定機関の経営状況の悪化等（倒産、人員整理等）により、**自己の責めに帰すべき事由によらずに当該機関において活動することができなくなった外国人** 次のような方など
 - ①技能実習生、特定技能外国人
 - ②就労資格（「技術・人文知識・国際業務」「技能」等）で就労していた外国人
 - ③教育機関における所定の課程を修了した留学生
- 2 **予定された技能実習を修了した技能実習生のうち**新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う空港の閉鎖や移動の制限等を受けて、**帰国便の確保や本国国内の居住地への帰宅が困難となった外国人**（2020年9月7日付けで新たに対象としました。）
- 3 **ミャンマーにおける情勢不安を理由に**本邦への在留を希望するミャンマー人（ミャンマーに常居所を有する外国人を含む。）

適用期間

当面の間

（措置を終了する場合には別途お知らせします。）

在留期間

雇用契約期間を下回らない範囲で、「4月」から「1年」までのいずれかの最短の在留期間（1月単位）

※本措置で1年在留した方であっても、帰国困難な場合に限り、最大6月の在留期間更新が可能です。

8. 解雇等された技能実習生などに対する対応 (P. 25~26)

要件

- ア 申請人の報酬額が、日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること
 - イ 申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること
(希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る。)
 - ウ 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること(外国人の受入れ実績等)
 - エ 受入れ機関が、申請人が受入れ機関の業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう指導・支援すること
 - オ 受入れ機関等が、申請人に在留中の日常生活等に係る支援を適切に行うこと 等
- ※ 詳細については、以下のWEBページを参照してください。
http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html



マッチング支援 (雇用を維持するための支援)

転職・就職先を見つけることが難しい場合は、国のサポートによる求人事業者とのマッチング支援を受けることができます。
※ 特定技能外国人は、非自発的離職時の転職支援を先に受ける必要があります。

転職・就職先が見つからない



STEP①

「個人情報の取扱いに関する同意書」を記載の出入国在留管理庁に提出する
(注)

STEP②

出入国在留管理庁から、関係省庁などを通じて職業紹介機関に提供

STEP③

職業紹介機関による転職・就職先企業とのマッチングの実施

STEP④

転職・就職先企業との雇用契約の締結

STEP⑤

「特定活動(最大1年・就労可)への在留資格変更申請

(注) 「個人情報の取扱いに関する同意書」の提出について
「特定技能」の場合は、地方出入国在留管理局に、
その他の在留資格の方は、出入国在留管理庁に提出する。
⇒ <http://www.moj.go.jp/isa/content/930006081.pdf>



※ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人(ミャンマーに常居所を有する外国人を含む。)で、特定産業分野での就労を希望する方もマッチング支援の対象となります。

9. 解雇等された就労資格者（技能実習生除く。）への対応（P. 27～29）

➤ 在留資格及び資格外活動許可申請に係る特例、在留資格変更に関する特例

在留期限が到来する場合は次ページ

在留資格及び資格外活動許可申請に係る特例

以下の要件に該当する方は、**現に有する在留資格のまま在留が認められます。**

- (1) 雇用先から解雇又は雇止めの通知を受けた方で就職活動を希望する方
- (2) 雇用先から待機を命じられた方で復職を希望する方
- (3) 雇用先から勤務日数・勤務時間の短縮を命じられた方で、引き続き稼働を希望する方
- (4) その他上記(1)ないし(3)に準ずる方

また、上記の要件に該当する場合は、生活費を賄う目的の**資格外活動許可申請も可能（週28時間を限度とする包括的な資格外活動許可）**です。

資格外活動許可申請を行う場合は、雇用先企業の都合により当該状況にあることを証する文書を提出してください。資格外活動期間は、許可の日から6か月又は現に有する在留期間の満了日のいずれか一方で、先に到来する日となります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による雇用状況の悪化のため解雇、雇い止め、自宅待機等となった方（就労資格者）についての資料
<http://www.moi.go.jp/isa/content/930005727.pdf>



9. 解雇等された就労資格者（技能実習生除く。）への対応（P. 27～29）

➤ 在留資格及び資格外活動許可申請に係る特例、在留資格変更に関する特例

本特例のまとめは
次ページ

在留資格変更に関する特例

前ページの状態のまま在留期限を迎える方については、**就職活動を目的とする（又は待機者のための）「特定活動（6月）」への在留資格の変更が認められます。**

在留資格の変更を行う場合は、雇用先企業の都合により当該状況にあることを証する文書を提出してください。

また、**資格外活動の許可を受けることも可能**です。資格外活動期間については、許可の日から6か月又は現に有する在留期間の満了日のいずれか一方で、先に到来する日となります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う雇用悪化の影響が継続している場合は、**在留期間の更新（6か月）が可能（資格外活動の許可を受けることも可能）**です。

※ 在留期限が到来する時点で、残りの待機期間が1か月を超えない場合や、勤務時間短縮により稼働している方について、勤務時間が待機時間を上回っている方の場合は、現に有する在留資格のまま在留期間の更新が可能です。この場合、原則として在留期間は「1年」が決定されます。

※ 短縮後の勤務時間が待機時間を下回り、当該機関が概ね1か月以内に改善の見込みがない場合は、現に有する在留資格による在留期間の更新はできません。ただし、他社への転職のための就職活動を希望する場合は、就職活動のための特定活動（6月）への在留資格の変更は可能（資格外活動の許可も可能）です。

留意事項

1. 就職活動又は待機期間による「特定活動」で在留する方が、復職等することとなった場合は、速やかに在留資格の変更許可申請を行ってください。
2. 待機期間中又は勤務短縮期間中の方が資格外活動許可申請を行う場合は、受入れ機関から資格外活動を行うことについての同意を得てください（同意を得ていることを申請時に申し出てください。）。
3. 上記取扱いは技能実習生の方を除きます。

9. 解雇等された就労資格者（技能実習生除く。）への対応（P. 27～29）

在留資格変更に関する特例（まとめ）

解雇・雇止め



就職活動のための**特定活動（6月）**へ**在留資格変更**

資格外活動許可
可能

待機



雇用先から待機期間が1か月を超えない旨の説明がある場合
【復職確認後】**現に有する在留資格により在留期間更新**

資格外活動許可
—



待機期間が1か月を超える又は不確定な場合
待機者のための特定活動へ在留資格変更

資格外活動許可
可能
（雇用先からの同意があれば）

勤務短縮



短縮後の勤務時間が待機時間を上回る場合
現に有する在留資格により在留期間更新

資格外活動許可
可能
（雇用先からの同意があれば）



短縮後の勤務時間が待機時間を下回り、当該機関が概ね1か月以内に改善の見込みがない場合

現に有する在留資格により在留期間更新不可

資格外活動許可
可能
（特定活動であれば）

※ ただし、他社への転職のための就職活動を希望する場合
就職活動のための**特定活動（6月）**へ**在留資格変更**

10. その他参考事項 (P. 30~35)

在留支援・相談窓口「FRAT」(2021年6月1日開設)

名古屋出入国在留管理局では、在留支援のための相談窓口



「**F**oreign**R**esidents**A**ssistance**T**eam」(ふらっと)
かいせつ
を開設しました。

○ 場所

名古屋市港区正保町5丁目18番
名古屋出入国在留管理局1階
在留総合インフォメーションセンター内
(あおなみ線「名古屋競馬場前」徒歩1分)

○ 相談日時(★予約制)

月曜日～金曜日 8:30～16:00
※ 12:00～13:00を除きます。
※ 祝日を除きます。

○ 予約方法

電話で予約を受け付けています。

☎052-559-2111

(準備ができるまでの間、電話予約は日本語のみの対応になります。)
予約するときの下に書いてあることを伝えてください。

- 希望日時 ●名前 ●連絡先 ●国籍 ●在留資格
- 在留期間 ●在留カード番号 ●通訳が必要かどうか
- 通訳が必要な場合はその言葉 ●相談したい内容

※ 匿名での相談も対応します。

FRESCヘルプデスク(2020年9月1日開設)

新しいコロナウイルスの影響で困っている外国人のための電話相談窓口が開設されました。

- 日本語、ベトナム語、中国語、英語など18言語で対応しています。
- 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日は開いていません)
- (フリーダイヤル) 0120-76-2029
御案内はこちら → <http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>



10. その他参考事項 (P. 30~35)

相談員の方からの問い合わせ先

名古屋出入国在留管理局 在留支援担当

TEL 052-559-2151 (直通・地方公共団体相談窓口用)

お問い合わせをいただく場合は、最適な情報を提供できるよう相談者の

- ・在留資格
- ・在留期間
- ・在留期限
- ・在留状況（難民申請中、非正規在留中など）

などの詳しい情報を聞き取った上で連絡いただくようお願いいたします。

(相談者を特定する情報は必要ありません。)

10. その他参考事項 (P. 30~35)

出入国在留管理庁のホームページ①

出入国在留管理庁の新型コロナウイルス関連情報は、出入国在留管理庁のウェブサイトに掲載しています。取扱いに変更等がある場合は、随時更新されますので、以下のリンクから最新情報を確認してください。

出入国在留管理庁の新型コロナウイルス感染症に関する情報ページ（総合ページ）

http://www.moj.go.jp/isa/covid-19_index.html



上陸拒否に関する情報

http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html



帰国困難者に対する在留諸申請及び在留資格認定証明書交付申請の取扱い

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00155.html



EPA看護師・介護福祉士候補者等で在留している帰国困難者に対する在留諸申請の取扱いについて

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005565.pdf>



ワーキング・ホリデーで在留していた帰国困難者に対する在留諸申請の取扱いについて

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005530.pdf>



在外公館における再入国許可の延長手続について

https://www.mofa.go.jp/mofai/toko/page24_000076.html



再入国許可の有効期間内に日本への再入国ができず、一度在留が途切れた期間がある方からの永住許可申請に係る取扱いについて <http://www.moj.go.jp/isa/content/930006016.pdf>



10. その他参考事項 (P. 30~35)

出入国在留管理庁のホームページ②

解雇・雇い止め等となった方に係る取扱い

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00156.html



実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html



雇用状況の悪化のため解雇、雇い止め、自宅待機等となった方について

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005727.pdf>



健康保険等に関する厚生労働省からのお知らせ

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005379.pdf>



留学生及び日本語教育機関に係る取扱い

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00157.html



その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い在留資格に係る活動を行うことができない場合における在留資格取消手続の「正当な理由」について（翻訳版あり：英語，中国（簡・繁），韓国語，インドネシア語，ベトナム語，タガログ語，ポルトガル語，ネパール語） <http://www.moj.go.jp/isa/content/930005545.pdf>



10. その他参考事項 (P. 30~35)

上陸拒否の対象地域リスト

次ページ
に続きます

	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ
令和2年4月3日までに指定された国・地域 (64か国・地域)	インドネシア、シンガポール、 タイ 、韓国、台湾、中国(香港及びマカオを含む。)、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア	オーストラリア、ニュージーランド	カナダ、米国	エクアドル、チリ、ドミニカ国、パナマ、ブラジル、ボリビア	アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク	イスラエル、イラン、トルコ、バーレーン	エジプト、コートジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ
令和2年4月29日から追加 (14か国)				アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ共和国、バルバドス、ペルー	ウクライナ、ベラルーシ、ロシア	アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア	ジブチ
令和2年5月16日から追加 (13か国)	モルディブ			ウルグアイ、コロンビア、バハマ、ホンジュラス、メキシコ	アゼルバイジャン、カザフスタン、		カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア
令和2年5月27日から追加 (11か国)	インド、パキスタン、バンラデシュ			アルゼンチン、エルサルバドル	キルギス、タジキスタン	アフガニスタン	ガーナ、ギニア、南アフリカ

——で消しているのは、上陸拒否が解除された国・地域です。
なお、タイは令和3年5月21日に改めて指定されています。

10. その他参考事項 (P. 30~35)

上陸拒否の対象地域リスト (つづき)

	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ
令和2年7月1日から追加 (18か国)				ガイアナ, キューバ, グアテマラ, グレナダ, コスタリカ, ジャマイカ, セントビンセント及びグレナディーン諸島, ニカラグア, ハイチ	ジョージア	イラク, レバノン	アルジェリア, エスワティニ, カメルーン, セネガル, 中央アフリカ, モーリタニア
令和2年7月24日から追加 (17か国・地域)	ネパール			スリナム, パラグアイ, ベネズエラ	ウズベキスタン	パレスチナ	ケニア, コモロ, コンゴ共和国, シエラレオネ, スーダン, ソマリア, ナミビア, ボツワナ, マダガスカル, リビア, リベリア
令和2年8月30日から追加 (13か国)	ブータン			トリニダード・トバゴ共和国, ベリーズ			エチオピア, ガンビア, ザンビア, ジンバブエ, チュニジア, ナイジェリア, マラウイ, 南スーダン, ルワンダ, レソト
令和2年11月1日から追加 (2か国)	ミャンマー					ヨルダン	
令和3年5月21日から追加 (7か国)	カンボジア, スリランカ, タイ, 東ティモール, モンゴル			セントルシア			セーシェル
令和3年8月24日から追加 (1か国)		フィジー					
令和3年12月2日から追加 (2か国)							アンゴラ, モザンビーク